

令和4年度 監査のあらまし



令和5年1月にグランドオープンした「静岡市歴史博物館」。静岡ゆかりの戦国大名・徳川家康、今川氏を中心に、静岡の人とまちの歴史、発展の歩みを展示している。

(写真提供：歴史文化課)

静岡市監査委員

令和5年9月

————— 目 次 —————

1	監査委員制度と委員の役割	1
2	監査委員、監査委員事務局	2
	●令和4年度の監査委員	2
	●監査委員協議会の実施状況	3
	●監査等に要する経費（令和4年度決算見込額）	6
	●監査委員事務局	6
3	監査の種類	7
4	年間計画、監査等の流れ	10
5	監査運営の実施方針	12
6	監査等の実施状況及び結果の概要	14
	●定期監査	14
	●学校監査	16
	●工事監査	18
	●行政監査（テーマ監査）	19
	●財政援助団体監査	20
	●出資団体監査	22
	●指定管理者監査	24
	●決算審査	26
	●財政健全化法に関する審査	29
	●内部統制評価報告書審査	30
	●例月現金出納検査	31
7	住民監査請求監査	32
8	外部監査	35



カンガルーの監司 かんじ

1 監査委員制度と委員の役割

地方公共団体における監査は、それぞれの地方公共団体に置かれる執行機関のひとつである監査委員が行っています。

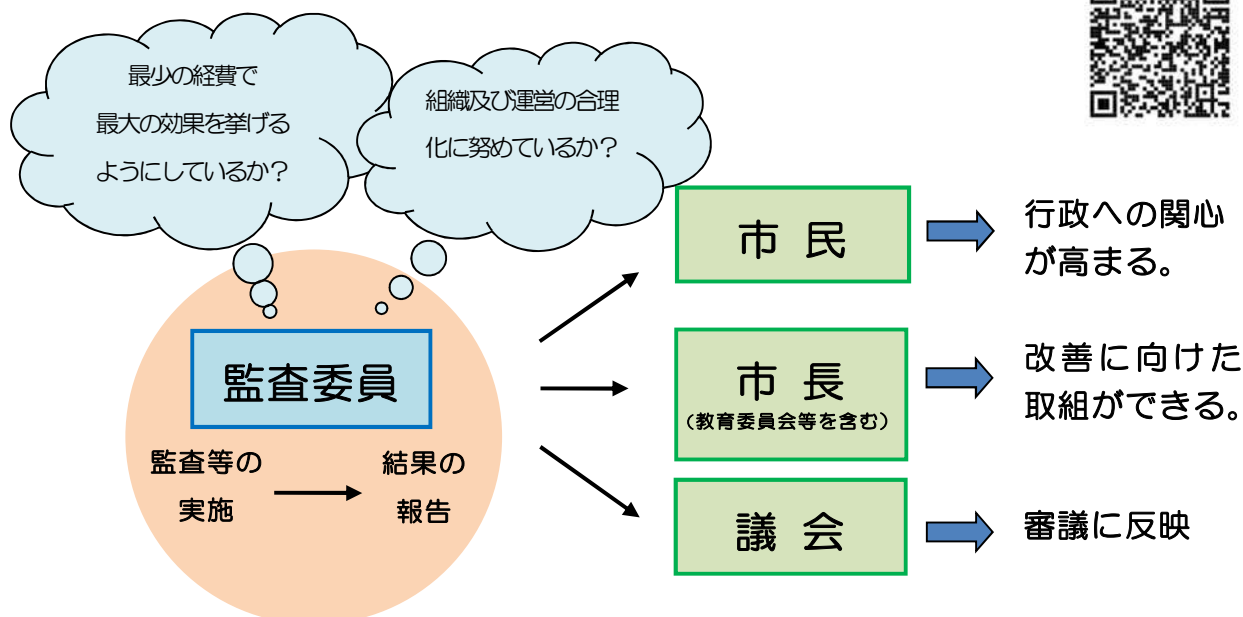
監査委員は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得て任命します。監査委員の定数は地方公共団体により異なりますが、政令指定都市である静岡市では4人（識見を有する識見委員2人と議員から選任される議選委員2人）となっており、それぞれ個別の権限（独任制）で監査を行っています。監査委員“会”ではなく、監査委員というのは独任制が採られているからです。

監査委員は、市の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理について、法令や条例に違反していないか、また、経済性、効率性、有効性かどうかといった観点により監査等を実施し、これにより、市行政の適法性や妥当性を高めることを目的としています。

監査等の結果は、市長や議会、教育委員会などの関係のある委員会や団体に対して報告するとともに、市民の皆さんには、市報に登載するほか、静岡市のホームページで広くお伝えしています。

市報は、各区役所の市政情報コーナーや図書館等のほか市のホームページで閲覧できます。

静岡市のホームページ<監査> https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_000334.html



2 監査委員、監査委員事務局

● 令和4年度の監査委員

区 分	氏 名 (就任期間)	備 考	
識見委員 代表監査委員	遠 藤 正 方 (R3.4.1~)	元市職員 (教育局長)	常 勤
識見委員 (代表監査委員職務代理者)	白 鳥 三和子 (H31.4.24~)	公認会計士	非常勤
議選委員	福 地 健 (R4.4.27~ R5.4.26)	市議会議員	非常勤
議選委員	大 石 直 樹 (R4.4.27~ R5.4.26)	市議会議員	非常勤



決算審査本審査

● 監査委員協議会の実施状況

各協議会の会議録は、静岡市のホームページから御覧いただけます。

📄 https://www.city.shizuoka.lg.jp/630_000200.html



定例協議会

回数 開催日	主な内容
第 1 回 R4.5.10	1 令和4年3月分例月現金出納検査 2 協議会議事 協第3号 令和3年度各種会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査実施計画の策定について 協第4号 令和3年度井川財産区会計及び両河内財産区会計歳入歳出決算審査実施計画の策定について 協第5号 令和3年度決算に基づく財政健全化審査実施計画の策定について 協第6号 令和3年度決算に基づく公営企業経営健全化審査実施計画の策定について
第 2 回 R4.5.31	1 令和4年4月分例月現金出納検査 2 協議会議事 協第7号 包括外部監査人の監査の事務補助者に関する協議について 協第8号 指摘事項に対する措置状況（包括外部監査）の公表について 協第9号 指摘事項に対する措置状況（定期監査（テーマ監査））の公表について
第 3 回 R4.7.1	1 令和4年5月分例月現金出納検査 2 協議会議事 協第10号 令和4年度出資団体監査実施計画の策定について 協第11号 令和4年度財政援助団体監査実施計画の策定について 協第12号 令和4年度指定管理者監査実施計画の策定について 協第13号 令和4年度学校監査実施計画の策定について 協第14号 住民監査請求の受理・不受理の決定について
第 4 回 R4.8.1	1 令和4年6月分例月現金出納検査 2 協議会議事 協議事項なし
第 5 回 R4.9.2	1 令和4年7月分例月現金出納検査 2 協議会議事 協第20号 令和3年度井川財産区会計歳入歳出決算審査意見書について 協第21号 令和3年度両河内財産区会計歳入歳出決算審査意見書について 協第22号 令和4年度定期監査実施計画の策定について 協第23号 令和4年度工事監査実施計画の策定について

回数 開催日	主な内容
第 6 回 R 4 . 1 0 . 3	1 令和4年8月分例月現金出納検査 2 協議会議事 協第24号 令和4年度定期監査（財産区）実施計画の策定について 協第25号 令和4年度行政監査（テーマ監査）実施計画の策定について
第 7 回 R 4 . 1 0 . 3 1	1 令和4年9月分例月現金出納検査 2 協議会議事 協第27号 住民監査請求の受理・不受理の決定について 協第28号 住民監査請求の受理・不受理の決定について 協第29号 指摘事項に対する措置状況（定期監査）の公表について
第 8 回 R 4 . 1 1 . 3 0	1 令和4年10月分例月現金出納検査 2 協議会議事 協議事項なし
第 9 回 R 5 . 1 . 6	1 令和4年11月分例月現金出納検査 2 協議会議事 協第30号 令和4年度財政援助団体等監査結果報告書・指導事項について 協第31号 令和4年度学校監査結果報告書・指導事項について 協第32号 令和5年度包括外部監査契約に伴う意見聴取について 協第33号 指摘事項に対する措置状況（包括外部監査）の公表について
第 1 0 回 R 5 . 1 . 3 1	1 令和4年12月分例月現金出納検査 2 協議会議事 協第34号 指摘事項に対する措置状況（包括外部監査）の公表内容の訂正について
第 1 1 回 R 5 . 2 . 2 7	1 令和5年1月分例月現金出納検査 2 協議会議事 協議事項なし
第 1 2 回 R 5 . 3 . 3 0	1 令和5年2月分例月現金出納検査 2 協議会議事 協第36号 令和4年度定期監査結果報告書・指導事項について 協第37号 令和4年度定期監査（財産区）結果報告書・指導事項について 協第38号 令和4年度行政監査（テーマ監査）結果報告書・指導事項について 協第39号 令和4年度包括外部監査結果の意見の有無について 協第40号 指摘事項に対する措置状況（行政監査（テーマ監査）、定期監査、財政援助団体等監査、学校監査）の公表について 協第41号 指摘事項に対する措置状況（包括外部監査）の公表について 協第42号 静岡市監査基準の改正について 協第43号 令和5年度静岡市年間監査計画の策定について 協第44号 令和4年度公営企業会計決算審査実施計画の策定について 協第45号 令和4年度内部統制評価報告書審査実施計画の策定について

臨時協議会

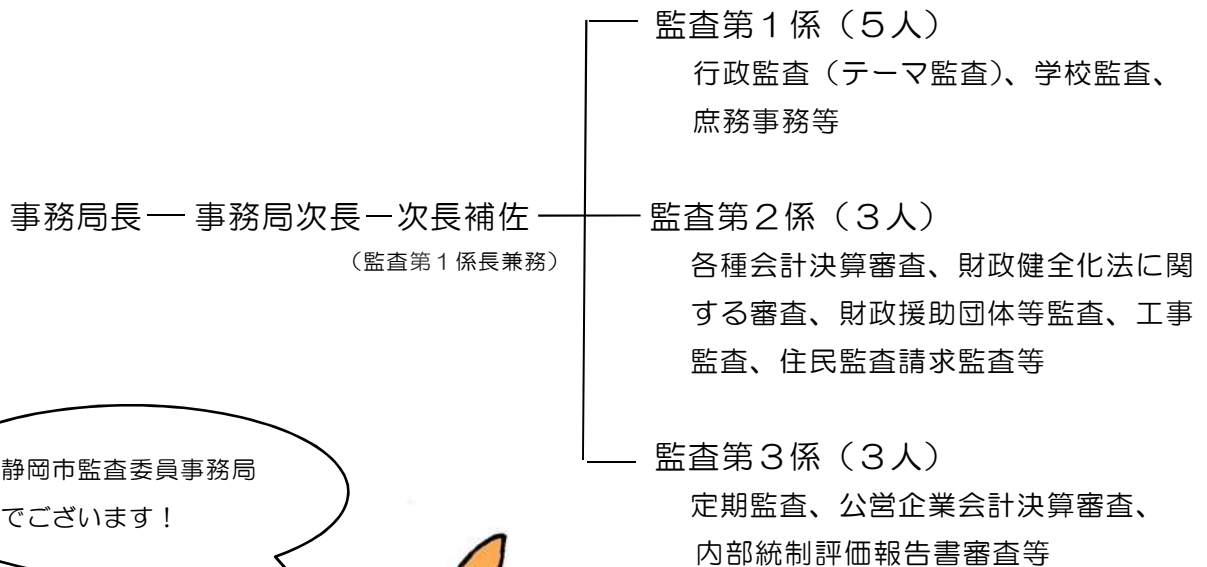
回数 開催日	主な内容
第 1 回 R 4 . 4 . 2 0	協議会議事 協第 1 号 住民監査請求監査結果の決定について 協第 2 号 住民監査請求監査結果の決定について
第 2 回 R 4 . 8 . 1 7	協議会議事 協第 15 号 令和 3 年度各種会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書について 協第 16 号 令和 3 年度決算に基づく財政健全化審査意見書について 協第 17 号 令和 3 年度公営企業会計決算審査意見書について 協第 18 号 令和 3 年度決算に基づく公営企業経営健全化審査意見書について 協第 19 号 令和 3 年度内部統制評価報告書審査意見書について
第 3 回 R 4 . 1 0 . 1 3	協議会議事 協第 26 号 令和 4 年度年間監査計画の変更等について
第 4 回 R 5 . 3 . 1 5	協議会議事 協第 35 号 令和 4 年度包括外部監査結果の公表について

● 監査等に要する経費（令和4年度決算見込額）

報酬	7,617千円
給料・手当等	92,230千円
旅費	213千円
交際費	0千円
需用費	907千円
委託料	0千円
使用料及び賃借料	155千円
負担金、補助及び交付金	494千円
合計	101,619千円

※報酬、給料・手当等については、監査委員4人（常勤1人、非常勤3人）及び事務局職員13人分の金額

● 監査委員事務局（令和5年4月1日現在）→監査委員を補助する組織です。



静岡市監査委員事務局
でございます！



3 監査の種類

※ 法 地方自治法
地公企法 地方公営企業法
財政健全化法 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

1 定期監査【法第199条第1項、第2項及び第4項】

市における事務や事業の執行全般を対象に、事務や事業が法令等に従って適正におこなわれているかという観点のもとより、経済性、効率性、有効性の観点にも留意して毎会計年度1回実施するものです。静岡市では、全ての所属（課等）の中から抽出により監査を実施しています。

2 学校監査【法第199条第1項、第2項及び第4項】

学校における財務等に関する事務のうち、学校長の権限に係る事務について、市立小・中学校の中から抽出により監査を実施しています。

3 工事監査【法第199条第1項、第2項及び第4項】

市が発注する工事に係る設計、施工等について年1回監査を実施しています。工事監査は、専門的な知識を必要とするため、書類や現場での技術調査を外部に委託し、その結果を基に監査を実施しています。

4 行政監査（テーマ監査）【法第199条第2項】

市の権限に属する事務が効率的かつ効果的に行われているかなど、経済性、効率性、有効性の観点に重点を置き、テーマを決めて監査を実施しています。

5 財政援助団体等監査【法第199条第7項】

（1）財政援助団体監査

市から補助金等の財政援助を受けている団体の中から抽出し、当該財政的援助に係る事務が適法、適正かつ効率的に執行されているかについて監査を実施しています。

（2）出資団体監査

市の出資割合が25%以上などの条件を満たしている13団体の中から抽出し、事業が出資の目的に沿って執行されているか、経営成績、財政状態は良好であるかなどに主眼を置いて監査を実施しています。

（3）指定管理者監査

市が法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせている団体の中から抽出し、出納その他の事務の執行が適正に処理されているかについて監査を実施しています。

6 住民監査請求監査【法第242条第1項】

市長、委員会等の執行機関や職員による違法又は不当な公金の支出、財産の管理などの財務会計上の行為が認められるときに、市民が監査委員に対して監査を求め必要な措置を講ずることを請求する制度です。法的要件を備えているものとして受理した場合は、60日（外部監査による場合は90日）以内に監査結果を請求人に通知し、公表します。

7 その他の監査

次に掲げる監査については、その必要性、請求又は要求があった場合などに実施するものです。

- (1) 随時監査
- (2) 住民の直接請求に基づく監査
- (3) 議会の請求に基づく監査
- (4) 市長の要求に基づく監査
- (5) 公金の収納又は支払事務に関する監査
- (6) 職員の賠償責任に関する監査

8 決算審査【法第233条第2項、法第241条第5項、地公企法第30条第2項】

市長等から審査に付される各種会計（一般会計、特別会計）及び基金運用状況、企業会計、財産区会計について、主に計数を確認し、予算執行が適正に行われているかについて審査し、市長等に対して意見書を提出します。

9 財政健全化法に関する審査【財政健全化法第3条第1項及び第22条第1項】

市長から審査に付された健全化判断比率及び各企業会計の資金不足比率について、算定された比率が適正であるかどうかについて審査を実施しています。

10 例月現金出納検査【法第235条の2第1項】

市の現金の出納は、監査委員が毎月検査することが法で定められています。静岡市では、各種会計（一般会計、特別会計）、企業会計及び財産区会計を対象に実施しています。

11 内部統制評価報告書審査【法第150条第5項】

市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が評価手順に沿って適切に行われているか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという点に基づいて審査し、市長に対して意見書を提出します。

(参考) 外部監査【法第252条の27】

監査委員監査とは別の監査制度として、市が公認会計士、弁護士など専門的知識を有する外部の者に監査を委託するものです。

外部監査には、包括外部監査と個別外部監査の2種類があります。

4 年間計画、監査等の流れ



静岡市年間監査計画に基づき、令和4年度に実施した監査等のスケジュールは次のとおりです。

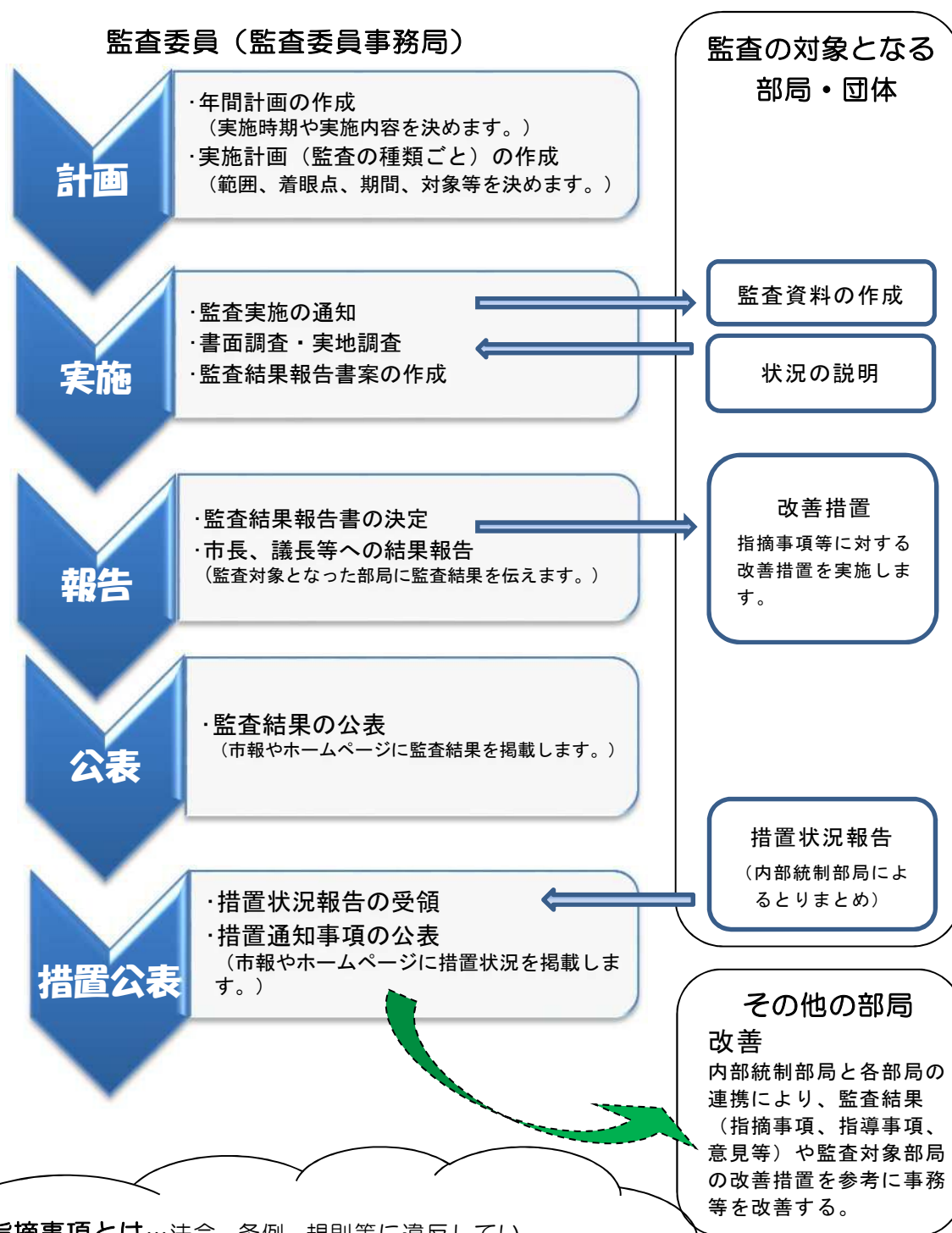
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
定期監査						→						
学校監査						→						
工事監査						台風第15号による被害状況等を踏まえて中止						
行政監査 (テーマ監査)						→						
財政援助団体 監査					→							
出資団体監査					→							
指定管理者 監査					→							
決算審査			→									
健全化審査				→								
例月現金出納 検査	→											
住民監査請求 監査						随	時					
内部統制評価 報告書審査				→								

【外部監査】

包括外部監査			→									
--------	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

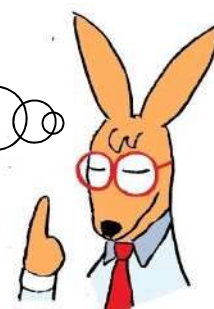
※各監査等の実施状況及び結果の概要は14頁～31頁を御覧ください。

一般的な監査の流れは次のとおりです。



指摘事項とは…法令、条例、規則等に違反している事項又は経済性、効率性、有効性の観点から改善を要する事項（地方自治法の規定に基づき監査結果で報告し、公表します。）

指導事項とは…指摘事項以外で、軽微な誤りと認められる事項



5 監査運営の実施方針

令和4年度は以下の方針に従って監査を実施しました。

監査委員は、静岡市監査基準（令和2年静岡市監査委員告示第1号（以下「基準」という。））に従い、市の事務の管理及び執行等について法令に適合し、正確で経済的、効率的かつ効果的な実施を確保することにより、市の行財政運営の健全性及び透明性の確保に寄与し、もって市民の福祉の増進と市政への信頼確保に資することを旨として、基準第12条第1項の規定に基づき次のとおり実施方針を定める。

1 内部統制機関との連携強化と監査結果フォローアップの充実

監査結果が事務事業の改善に資することとなるよう、指摘事項に対する措置状況の取りまとめや監査結果及び事後検証結果の各部局への水平展開を行う市の内部統制機関との連携強化を図るとともに、内部統制の整備・運用状況を注視しつつ監査を実施する。

また、内部統制機関と連携しつつ過年度の指摘事項に基づく措置状況についてさらに検証を行い、改善が認められない場合には再度の指摘を行うことにより、監査の牽制機能を発揮する。

2 積極的な情報収集と効率的・効果的な監査等の手法の研究

監査等の実施に当たっては、他都市の状況等について積極的に情報収集を行うとともに、限られた監査資源の中で効率的・効果的な監査等を実現させるためのリスクアプローチ手法についても本市の実情に合った手法となるよう不断の研究・見直しを行うことにより直面する課題に対し時機を失することのないよう適切に対応する。

3 市民へのわかりやすい監査情報の発信

決算審査意見書や監査結果報告書等の各種監査情報は、平易な表現を用いるなど、できるだけ市民に親しみやすく、分かりやすい内容で作成する。

特に、平成23年度から発行している市民向けの「監査のあらまし」は、図表を積極的に用いて、更なる内容の充実を図るとともに、これらの監査情報を適時ホームページに公開していく。

4 監査等の品質管理

監査等が基準に準拠して適切に実施されるため、基準第10条第1項に基づいて別途品質管理方針を定め、これに従った監査等を実施することにより、本市の監査等の実効性及び信頼性を確保する。



6 監査等の実施状況及び結果の概要

定期監査

監査対象 31所属及び2財産区

監査期間 令和4年9月5日～令和5年3月30日

定期監査では、市の事務事業の執行について、正確性、合規性の観点に加え、事務事業が無駄なく行われているかについて、3E（経済性、効率性、有効性）の観点から、関係書類の調査、現地調査、関係職員からの説明聴取の方法により監査を実施しました。また、監査結果のフォローアップ（過年度の定期監査における指摘事項の措置状況の確認）を実施しました。その結果、16件の指摘と60件の指導を行いました。主な指摘事項の内容は、下記のとおりです（詳細な指摘、措置の内容については、静岡市のホームページを御覧ください）。また、14件の意見を付しました。

★主な指摘事項

・清水南部浄化センター外5施設沈砂・しよ運搬処分業務に係る事務の不備について【下水道施設課】・・合規性の観点

清水南部浄化センター外5施設沈砂・しよ運搬処分業務について監査を行ったところ、3点の不備がありました。

市水道事業及び下水道事業の契約に関する規程第4条の規定によれば、公営企業の業務に係る契約に関しては、同規程及び別に定めるもののほか、市長の事務部局の契約の例によるものとされており、また、市契約規則第29条第1項の規定によれば、随意契約によろうとするときは見積書を徴するものとされています。当該業務は、収集運搬業務と処分業務の2つの業務を委託することになりますので、業務ごとに選定した見積参加者から見積書を徴することになります。

しかし、所管所属は、処分業務を唯一実施できる者として選定された事業者のみに見積執行通知を送付し、当該事業者から2つの業務の見積書を徴していました。そのため、収集運搬業務については、見積参加者を選定しておらず、契約の相手方となるべき者が見積執行に参加していないため、規則に定める随意契約に必要な見積書の徴取が行われていませんでした。

当該業務については、このほかにも事業決裁において何う内容が不明確であったという不備及び収集運搬業務の委託業者選定が未実施であったという不備があったため、合計3点の指摘事項がありました。

●主な意見

・高齢者実態調査の対象者見直しについて【高齢者福祉課】

高齢者実態調査は、令和2年度に調査対象年齢を75歳以上に引き上げたことにより、対象者数が約10万人から約5万人に減少し、調査を行う民生委員の負担が大幅に軽減されたとのことでした。

民生委員の負担軽減は重要な課題であると認識していますが、対象者数が約10万人から約5万人に減少したということは、約5万人が調査対象から外れたことになるため、これまでの調査では把握されていた65歳～74歳で援護を必要とする方が漏れなく把握されることを期待します。

《監査結果フォローアップ報告》

過去の定期監査で指摘した17件の業務について改善状況を点検した結果、全ての業務について改善されていることが確認できました。

《提言》

監査の結果に添えて提出する意見として、次のように提言を述べました。

【テーマ：例規等と事務の実態との整合性について】

今回の監査においては、内部統制を有効に運用するために職員が遵守すべき例規等と事務の実態との整合性について疑義が生じる事例が見受けられました。

これらについては、特定の事務処理について規則やシステムでは想定されていなかったことや、時代の変化に規則が追いついていなかったことによって生じたものと思われることから、今後例規等と事務の実態との整合性が図られることを期待するところです。

また、例規、マニュアル等、実務の実態との間で整合性が保たれているか、所管する所属が随時点検し、不整合が生じている場合には必要な改正が行われることが望まれます。

なお、市民や利用者の目線に合わせて事務の実態を変更することは必要なことであり、今後DXの進展による事務手続の変更や新たな決済手段の導入等も見込まれますが、その際には事務の実態が例規やマニュアル等と整合性が保たれているかを確認する必要があります。

さらに、独立機関等の市長部局以外の組織において、市長部局の規程を準用したり、市長部局の例によると規定されている場合がありますが、これらについても正しく準用されているかを改めて確認する必要があります。

学 校 監 査

監査対象 小学校31校、中学校15校

監査期間 令和4年9月9日～令和5年1月6日

学校監査では、市立小学校及び市立中学校における学校長の権限に係る事務の執行及び学校施設の管理状況等について、関係書類の調査、関係職員からの説明の聴き取り、現地調査を行いました。

監査の結果、5件の指摘と5件の指導を行いました。

また、静岡型小中一貫教育と学校現場でのICTの活用方法について、意見を付しました。



★主な指摘事項

・理科準備室の薬品管理について

毒物又は劇物の保管容器には、「毒物」又は「劇物」の文字を表示すべきところ、一部の薬品においてその表示がされていませんでした。

【伝馬町小学校、清水興津中学校】

☆措置状況【教育センター】

該当する薬品容器について、白地に赤色の文字で「医薬用外劇物」の表示をしたことを確認しました。令和5年度以降も適正な薬品管理の徹底を図るため、理科授業担当教員等の対象の研修会で、指摘のあった事項の説明や周知徹底を図ります。

・農薬の管理について

農薬を使用した場合は、農薬使用管理簿に使用年月日等を記録することとなっていますが、一部の農薬について農薬使用管理簿が作成されていないものや農薬の残量が正しく記載されていないものがありました。

【清水興津中学校】

☆措置状況【教育施設課】

未作成であったものも含め、該当校の農薬使用管理簿が全て作成されていることを確認しました。また、該当校の教頭と用務員が全ての農薬と農薬使用管理簿を突合した結果、指摘のあった農薬のみ残量が正確に記載されていなかったことを確認し、該当の農薬使用管理簿を訂正しました。

●意見

・静岡型小中一貫教育及び学校現場でのICTの活用について

学校現場をめぐる環境はここ数年で大きく変化しており、本市においては令和4年度から静岡型小中一貫教育が本格的にスタートし、また、教育現場におけるICTの活用もここ数年で急激に進展してきています。導入間もない小中一貫教育については試行錯誤の中で小中学校間の連携などを模索していく必要があり、ICT活用については学習効率向上などの利便性が挙げられる半面で様々な弊害も摘示されております。そこで、本件の監査で本監査対象校である伝馬町小学校及び城内中学校にその取組状況を確認したところ、両校の取組は、おおむね適切なものであったと認められました。

① 静岡型小中一貫教育について

本監査対象校に葵小学校を加えた3校で策定した小中一貫教育に係る計画（JATプラン）では、当初設定していた取組内容が多岐にわたっており、全ての取組を継続して実施することが難しいことから、持続可能な内容への見直しを検討しているとのことでした。

当初の計画に固執することなく、学校現場の実態などを検証し、ポストコロナ時代を見据えた必要な見直しを積極的に実施しているところは評価すべきものです。小中一貫教育は、長期的・継続的に実施していく取組ですので、市内全ての小中学校が、より良い制度となるようPDCAサイクルを回し、その学校の状況や社会情勢の変化に合わせた見直しを継続的に実施していくことを期待します。

② 学校現場でのICTの活用方法について

本監査対象校には、学校現場でのICTの活用方法として、学校と家庭の書類のやり取りの方法や情報モラルの醸成についての取組を確認しました。

学校と家庭の書類のやり取りについては、保護者からの書類の提出方法を紙ベースからデジタルベースに改めるとともに、チラシやパンフレット等をホームページに掲載して児童や保護者に閲覧してもらった上で必要なものだけを持っていく方法に改めたとのことでした。いずれの方法も教職員の負担軽減や個人情報漏洩などの事務事業事故の防止に資する取組で、また、児童にとっても書類やチラシ等を持参する煩わしさから解放されるものでもあり、評価すべきものです。

このような取組については、全ての学校にとって有効なものであると考えられますので、好事例として紹介し、可能な範囲で市内へ拡大していくことを期待します。

また、情報モラルについては、学習用端末のみならず、個人のスマートフォンや家庭のパソコンの使い方などにおいても同様に課題を有しており、ネット上のいじめや犯罪被害にも関連する問題です。

情報モラルの醸成は、在学中のみならず、児童・生徒の将来にわたる課題ですが、学校のみでの対応には限界があることから、今後も家庭や地域と連携した取組が求められています。なお、取組を進めるに当たっては、過度なルールによって子どもたちの「疑問な点を自ら調べる」という意欲を削ぐことのないよう留意する必要があります。

工 事 監 査

工事監査では、例年は委託契約に基づき外部機関から派遣された3人の技術士により、施工中の建設工事を対象に、その計画、設計、積算、施工等が適正かつ効率的に行われているか、また、関係法令等に則り行われているか等について関係書類を調査すると共に、施工現場の調査を行っていますが、令和4年度は、台風第15号による静岡市内の被害状況及び静岡市の対応状況を踏まえて中止としました。



行政監査（テーマ監査）

テーマ 公文書の取扱いについて

監査対象 10所属（新型コロナウイルス感染症対策に係る10事業）

監査期間 令和4年10月17日～令和5年3月30日

テーマを「公文書の取扱いについて」に設定し、関係書類の調査、職員からの説明聴取等を行いました。

監査の結果、指摘事項はありませんでしたが、1件の指導を行いました。また、1件の意見を付しました。

●意見

・公文書の適切な保存について

本件の監査では指摘事項はなく、指導事項も1件にとどまりましたが、文書管理システム上の処理誤りや決裁文書における記載誤りなどが散見されました。

起案文書の誤りについては、文書管理システムによる回議の中で適切に修正されない場合、誤りの含まれた文書が公文書として保存されてしまうおそれがあります。そのため、起案者においては、このような文書管理システムの特徴を理解した上で運用上のルールを把握しておくとともに、回議における承認者や決裁権者においても、チェック体制を整えておく必要があると考えます。

また、市公文書管理規則上、職員の任用等に関する公文書は30年保存するものとされているところ、会計年度任用職員の任用等に係る文書を5年保存の簿冊に登録していた事例が把握されました。

この事例については、当該文書が保存期間満了前のものであり適切な簿冊に移動させる等の対応が可能であることなどから、指摘事項や指導事項には位置付けませんでした。規則の規定からは保存されていることが期待される文書のデータが削除されてしまうおそれがありました。各所属においては、自らの保存する公文書の保存期間の設定が適切なものであるのかを改めて確認の上、誤廃棄につながらないよう対応する必要があります。また、このような事例は他の所属においても起こり得るものであるため、混乱が生じないよう文書管理事務を所管する業務統括課から適切な情報提供が行われることにより適正な取扱いが全庁的に周知徹底されることを望みます。

財政援助団体監査

監査対象 ①静岡市静岡特産工業協会活動事業補助金

【静岡特産工業協会】

②静岡市中学校体育連盟運営事業費等補助金

【静岡市中学校体育連盟】

監査期間 令和4年8月19日～令和5年1月6日

財政援助団体監査は、2つの補助金等を抽出し、その交付団体と所管部局を対象に、補助金等が交付目的に従って適正に執行されているか、財政援助に係る出納その他の事務が適正に行われているかについて、関係書類の調査、関係職員からの説明聴取の方法により実施しました。

監査の結果、6件の指摘と3件の指導を行いました。

また、1件の意見を付しました。

★主な指摘事項

・団体の会計経理について（静岡市静岡特産工業協会活動事業補助金）

補助対象経費の一部について年度区分を誤っており、本来であれば令和4年度の経費として申請されるべきものが令和3年度の経費に計上されていたため、令和3年度の補助金に83,647円の過払いが生じていました。

☆措置状況【産業政策課】

指摘事項を静岡特産工業協会内で周知するとともに、市の「会計事務の手引」を遵守する等の指導を行い、協会からは、チェック体制を強化するため、新たに経理副担当者を他の職員が担う旨の報告があり、これを了承しました。

・補助金交付手続について（静岡市中学校体育連盟運営事業費等補助金）

交付申請時に提出された事業計画書に記載された行事（クロスカントリー）が中止されていましたが、これに関する変更手続がなされていませんでした。

また、静岡市中学校体育連盟の繰越金の状況などを理由として交付決定額（194万円）とは異なる金額で確定されていましたが、これに関する変更手続がなされていませんでした。

☆措置状況【学校教育課】

補助事業の変更手続については、要綱の内容を確認し、事業を中止する場合は市長の承認を受けるよう指導するとともに、改めて、両者にて補助金の交付から額確定までの手続の流れを確認しました。

また、交付申請・決定時と異なる内容や補助金額の算出方法により実績報告を行う場合については、事前に必要となる手続を確認するよう指導するとともに、改めて、両者にて補助金の交付から額確定までの手続の流れを確認しました。

●意見

・補助金の額の確定手続について

静岡市中学校体育連盟運営事業費等補助金においては、概算払により交付した補助金が静岡市中学校体育連盟の繰越金を考慮して交付決定額から減額した額で確定されていましたが、その理由は、新型コロナウイルス感染症の影響で補助事業の一部が実施できず、連盟の差引残高が例年に比べ大きくなったことによるものでした。

コロナ禍の状況においては、通常時の補助金交付とは異なる取扱いが行われている事例が見受けられますが、事情の変更等が生じ交付申請・決定時と異なる内容で補助金の額を確定する場合には、補助事業の変更承認手続や変更後の内容に基づき交付確定手続が必要となる場合もあるため、手続の適正性について確認するとともに、市補助金交付規則及び各補助金交付要綱に基づいた手続が徹底されることを望みます。

出資団体監査

監査対象 ①一般財団法人静岡市国際交流協会

②公益財団法人静岡市文化振興財団

監査期間 令和4年8月19日～令和5年1月6日

出資団体監査は、出資団体とその所管部局を対象に、設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか、経営成績及び財政状態は良好か、会計経理及び財産管理は適切かなどについて、関係書類の調査、関係職員からの説明聴取を行いました。

監査の結果、5件の指摘と5件の指導を行いました。

また、6件の意見を付しました。



★主な指摘事項

・基本財産等への充当額の不記載について（一般財団法人静岡市国際交流協会）

貸借対照表を確認したところ、指定正味財産及び一般正味財産のそれぞれについて内書きとして基本財産への充当額及び特定資産への充当額が記載されていませんでした。

☆措置状況【国際交流課】

団体に対して、「公益法人会計基準に関する実務指針」の再確認及び貸借対照表の形式を改めるよう指導したところ、適切に処理した貸借対照表と、団体内の確認体制を強化した旨の報告があり、これを確認しました。

・賞与引当金の賞与支給見込額の誤りについて（公益財団法人静岡市文化振興財団）

賞与引当金の算定における賞与支給見込額の積算根拠を確認したところ、正規職員の支給月数で計算すべきところを再雇用職員の支給月数で計算するなど、3人の職員の支給見込額に誤りがあり、賞与引当金が約49万円少なく計上されていました。

☆措置状況【文化振興課】

団体に対しては、事務処理におけるチェック体制を強化するよう指導し、積算にかかる内訳を決裁に添付し、再雇用職員については色付けする等複数人でより注意深く確認する体制を整備する旨、確認しました。

●主な意見

（一般財団法人静岡市国際交流協会）

・外国人住民に対する災害対応について

災害直後に情報が得られないことは不安を増幅させることにつながりますが、令和4年9月の台風15号への対応として、災害多言語支援センターの災害対応は日本語に不慣れな外国人住民に情報提供するためには効果的であったと考えられます。

今回の災害対応で把握された課題等については、静岡市国際交流協会と国際交流課とで連携して検証を行い、より効果的な情報発信に努めるとともに、避難所や給水拠点での外国人住民への対応の改善に反映されることを期待します。加えて、市においては、災害時に静岡市国際交流協会が外国人住民への情報発信を行っていることを、例えば災害対策本部への報告を通じて市全体で情報共有し、他の支援情報とともに広報するなど、その周知方法についても検討すべきと考えられます。

（公益財団法人静岡市文化振興財団）

・静岡市民文化会館の一体的な活用について

静岡市民文化会館前広場については、野外事業での活用も可能な施設ではありますが、近年は野外事業の開催場所としての利活用はほとんど行われていませんでした。

そのような状況下で開催された「新文化島」は、会館の内外を横断的に使用するという新しい施設利用方法を示したものとなっています。

令和3年度に策定された「静岡市民文化会館再整備基本構想基本計画」では、ホール前広場の魅力、機能向上が位置付けられているとのことでありますので、観光交流文化局においては、市民文化会館の再整備にあわせて、文化会館の内外を一体的に活用し、歴史博物館や駿府城公園、更には「まちなか」とも連携した「まちは劇場」の実現に資するイベントが企画されていくことを期待します。

指定管理者監査

監査対象 静岡市支援センターみらい【公益社団法人静岡県精神保健福祉会連合会】
静岡市蒲原子育て支援センター【特定非営利活動法人子育て支援どろん子】
監査期間 令和4年8月19日～令和5年1月6日

指定管理者監査は、指定管理者及び所管部局を対象に、指定管理者の指定は適正・公正に行われているか、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか、施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているかについて、関係書類の調査、関係職員からの説明聴取、現地調査を行いました。

監査の結果、9件の指摘と15件の指導を行いました。



★主な指摘事項

・モニタリング調査について【精神保健福祉課、子ども未来課】

所管課は、指定管理者に対するモニタリング調査を行い、「現金や金券等の管理を適正に行っているか」等の調査結果について、「問題なし」としていましたが、監査において確認したところ、270円切手の枚数が受払簿に記載された数よりも17枚少なかったり、現金の前年度からの繰越額や取引毎の残高が会計帳簿に記載されていなかったりしていました。その結果、調査の信頼性に疑義が生じるものとなっていました。

☆措置状況【精神保健福祉課、子ども未来課】

モニタリング調査票の調査項目に具体的な検査内容を明記したり、実施方法の担当者用マニュアルを作成し係内で周知したりするなど、担当者が変更となっても毎年度統一された方法で適切なモニタリングが実施できるようにしました。

●主な意見

・使用料徴収について【精神保健福祉課】

市精神障害者地域生活支援センター条例に定める使用料は、1日利用の場合も定期利用の場合も前納しなければなりません。しかし、支援センターみらいでは、利用者の特性を鑑みて、定期利用の場合は前納としていませんでした。利用者に寄り添った運用ではあると思いますが、条例と不整合が生じていますので、適切に説明することのできる基準を市の責任で示すことを求めました。

・所管課による指定管理業務の適切な評価及び指導について【子ども未来課】

指定管理者における事務処理は、組織の規定に基づいて行われることから、市と同一の処理方式を取る必要はありませんが、市が支出した指定管理料が指定管理業務以外に使用されていないか等、市として確認すべき事項については適切な点検・確認が求められます。不正防止の観点からも、複数人によるチェック体制の効果や会計帳簿の電子化も踏まえて組織のルールに則った適正な事務処理が行われるよう、所管課においては、モニタリング調査、年度評価及び総合評価実施時等の機会を捉えて指導していくことが必要であると考えます。



現地調査（支援センターみらい）



説明聴取（蒲原子育て支援センター）

決算審査

各種会計決算	審査期間	令和4年6月14日～令和4年8月17日
基金運用状況	審査期間	令和4年6月14日～令和4年8月17日
公営企業会計決算（簡易水道事業、病院事業、水道事業、下水道事業）	審査期間	令和4年6月1日～令和4年8月17日
財産区会計決算	審査期間	令和4年6月14日～令和4年9月2日

決算審査では、各種会計決算（一般会計・特別会計）、基金運用状況（土地開発基金ほか1基金）、公営企業会計決算（簡易水道事業・病院事業・水道事業・下水道事業）、財産区会計決算（井川財産区・両河内財産区）を審査しました。

公営企業会計決算のうち、簡易水道事業会計、水道事業会計及び下水道事業会計の決算書その他関係書類が、重要な点において法令に適合し、かつ正確であることが認められましたが、病院事業会計においては、決算書その他関係書類は法令に準拠して作成されていたものの、本来は1,640,017千円を計上すべき退職給付引当金を、会計処理の誤りにより、1,636,343千円しか計上していなかったため、利益が3,674千円過大に計上されていました。

なお、各種会計決算及び財産区会計決算については、重要な点において決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であることを認めました。また、基金運用状況についても重要な点において計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われているものと認めました。

●主な意見（各種会計決算）

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大の甚大な影響を受け、令和3年度は「Life（いのち）を守り、Life（くらし）を取り戻す」をキーワードに、「感染拡大防止」と「社会経済活動」の両立を図ってきました。各種会計の決算状況を踏まえた本市の財政運営は、コロナ禍における厳しい状況の中でも市税収納率は税務部門の組織一丸となった取組により過去最高の99.11%を記録し、支出面では公共建築物整備基金を新たに設置し将来の負担に備えつつ、一般会計においては65億円余の実質収支を計上するなど、評価できる結果でした。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、いまだ見通しが立たない状況の中では、健全な財政運営の維持のために引き続き各局のたゆまぬ努力が求められるところです。

令和3年度の予算執行状況については、令和4年度に計画終期を迎える3次総後期実施計画の実施状況と4次総の策定状況を確認した上で、重点事業の中から抽出して確認を行いました。いずれもおおむね適正に執行されていましたが、令和2年度定期監査の中で提言を行った「戦略広報の更なる推進について」の観点からは、そのような意識が積極的に確認できるものがある反面、いくつかの事業で課題を残しているものもありました。

市が事業を進める過程において、地元関係者を含めた市民に説明をしていく機会があることと思いますが、市民目線に沿った丁寧な説明や出された意見に対する真摯な対応に努めることにより、多くの市民に共感を得られる事業となることを望みます。

●主な意見（公営企業会計決算）

【簡易水道事業会計】

令和3年度簡易水道事業の決算については、純損益が142万円余の黒字となっていました。収支不足補填などのための一般会計補助金を除いた実質損益は8,130万円余の赤字となっていました。令和3年度末の累積欠損金は368万円余となり、前年度対比で142万円余減少していました。

給水収益の収納率については、依然として高い水準を維持していたことから、今後も引き続き収納率の向上に努めていくことを期待しています。

また、平成29年度から令和元年度にかけて集中的に管路更新を行った結果、漏水量は前年度までは年々減少傾向にありましたが、本年度は前年度対比で9,763^m（23.1%）の増となり、有収率も前年度から5.6ポイント減少し62.5%となっていました。漏水量の急激な増加については、道路下に埋設されている水道管の漏水が道路陥没事故を引き起こすリスクにも意を向ける必要があることから、経営面とともに安全面の観点からも早急に原因究明と対策を進めていくことを求めます。

簡易水道事業は給水人口が少なく小規模で給水効率が悪いことから料金収入などで費用を賄うことが困難であり、一般会計補助金の繰入れを前提としている事業であるとしても、経営努力に努めるとともに改善すべき点をよく認識して、中山間地域に暮らす人たちの安全性を確保した上で、事業が円滑に継続するように努めることを望みます。

【病院事業会計】

令和3年度病院事業会計の決算については、経常損益が7億1千万円余の黒字となっていました。収支不足補填のための一般会計補助金を除いた実質損益は8億9千万円余の赤字となっていました。具体的な決算状況を見ると、前年度に比べ総収益は11億5千万円余（9.5%）増加し、総費用は3億8千万円余（3.2%）増加したため、収益の増加額が費用の増加額を大幅に上回る事となった結果、累積欠損金残高は6億4千万円余となり、前年度対比で7億1千万円余（純利益と同額）減少していました。

経営改善については、本年度は実質赤字が前年度に比べ大幅に減少していましたが、その主な要因は新型コロナウイルス感染症患者のための病床確保などに伴う補助金を臨時に収入していたものです。この特殊要因を除けば20億円程度の実質赤字が生じるという経営成績に鑑みれば、清水病院が目標とする地方独立行政法人への移行が非常に厳しいものであることは客観的にも明らかです。次期経営計画には単年度赤字の解消と地方独立行政法人への移行が掲げられる見通しであるとのことでしたが、現下の厳しい状況に照らせば、収益の確保と費用の抑制の両面から現実的な施策に積極的に取り組み、実効性のある新たな計画の策定に期待します。

【水道事業会計】

令和3年度水道事業の経営状況は、増収・増益かつ25億円余の純利益を計上し、良好でしたが、有収水量の影響を受けにくい基本料金の改定により給水収益は増加しているものの、有収率は毎年減少し続けています。老朽管が原因となる漏水の発生を抑制するためには基幹管路及び配水支管の更新が必要となり、将来にわたり多額の投資が見込まれることから、本市の上水道を安心して持続可能なサービスツールとして継続させていくために、より一層の経営努力が望まれます。

また、水道料金の改定については、留保資金は、繰越事業への充当分を差し引いた実質残高が計画額を15億6千万円余上回っています。コロナ禍によるサプライチェーンの混乱や円安による資材の高騰が見込まれること等、様々な要素を考慮していかなければなりません。丁寧な情報提供に意を用いるなど、市民に納得してもらえる手順を踏み、検討結果が円滑に受け入れられることを期待します。

【下水道事業会計】

令和3年度下水道事業の決算については、有収処理水量1 m³当たりの処理損益が前年度対比1円93銭改善したことなどにより、当年度純利益が前年度対比9千万円余の増益となる13億9千万円余となっていました。しかし、今後の大幅な営業収益の増収は見込めない状況であり、有収処理水量1 m³当たりの処理損益においても2円15銭の赤字となっていることから、将来の経営見通しは依然として予断を許さない状況です。

また、浸水対策に関し、「高橋二丁目・三丁目、飯田地区」を除いた地区においては概ね計画通りに進捗しているとのことであり、整備が完了した地区においては被害の軽減が図られているとのことでしたが、「高橋雨水ポンプ場」について、法令解釈の誤認があり建築基準法に違反する事態となったことは、著しく市民の信用を損なう事態であるため、現在策定を進めている「内部調査報告書」に基づき講じる再発防止策、特に関係法令のチェックリストの内容には、関係する法令が、正確に、漏れなく反映されるよう、必要な検証を経て策定されることを期待するとともに、策定後の法改正等の内容について、適切に反映されるよう更新していく体制が整備されることを望みます。

財政健全化法に関する審査

健全化判断比率の審査

審査期間 令和4年7月15日～令和4年8月17日

資金不足比率の審査

審査期間 令和4年7月1日～令和4年8月17日

令和3年度決算に基づく静岡市健全化判断比率

健全化判断比率	令和3年度静岡市	早期健全化団体	財政再建団体
実質赤字比率	—	11.25%～	20%～
連結実質赤字比率	—	16.25%～	35%～
実質公債費比率	6.2%	25%～	35%～
将来負担比率	37.1%	400%～	

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、正確であるものと認められました。

令和3年度決算に基づく静岡市公営企業経営健全化審査

公営企業	令和3年度静岡市	経営健全化団体
水道事業会計	—（資金不足はありません）	20%～
簡易水道事業会計	—（資金不足はありません）	
病院事業会計	—（資金不足はありません）	
下水道事業会計	—（資金不足はありません）	
中央卸売市場事業会計	—（資金不足はありません）	
農業集落排水事業会計	—（資金不足はありません）	

審査に付された各事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、正確であるものと認められました。



内部統制評価報告書審査

審査期間 令和4年7月14日～令和4年8月17日

内部統制評価報告書審査では、市長による内部統制の評価が評価手続に沿って適切に実施されているか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検証を行い審査しました。

審査の結果、重要な点において内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると判断しました。

●主な意見

(1) 高橋雨水ポンプ場整備に係る運用上の重大な不備について

高橋雨水ポンプ場の建設追加工事の監理委託については、契約事務は失念していたものの、令和3年9月16日の着手以降、コンサルには常に助言をもらい、現場にも入ってもらっていたので、監理業務自体はお願いしている認識でいたとのことでした。

しかし、監理業務をお願いすることに伴い、当然に認識されているべき委託料の支払いについては言及されておらず、また、コンサルに監理業務をお願いしていたにも関わらず、同様の業務を市職員も実施していたとの説明があるなど、内容に不整合又は説明不足の箇所があるように思われます。

建築基準法違反については、内部調査の途中であるとのことでしたので、今後の調査の進展により、不整合や説明不足と思われる箇所が解消されていくことを期待します。

(2) メール送信における情報漏えいの再発防止について

メールの送信手続の誤りによる個人情報の流出という事故が繰り返し発生しています。これは、再発防止策が機能していないことを示しており、行政に対する市民の信用を損なうことにも繋がりますが、職員個人の研鑽に頼る再発防止策には限界があることから、システム改修による防止策が可能な場合は、その検討も本格的に進めていく時期に来ているのではないかと考えます。

費用対効果の面も考慮する必要がありますが、事故等の発生に伴う業務の増加だけでなく、同様の事故等を繰り返すことによる信用失墜というデメリットも考慮した上で検討が進められることを望みます。

例月現金出納検査

各種会計、簡易水道事業会計、病院事業会計、水道事業会計、下水道事業会計について、現金出納機関の毎月の事務処理が適法かつ正確に行われているか、各種検査資料により計数確認を行うとともに、現金、預金、一時借入金等の管理状況の適否を検査するほか、抽出科目の伝票のチェックとともに現金、預金残高についても確認しました。

例月現金出納検査の対象

例月現金出納検査の対象	
各種会計	一般会計 特別会計 <ul style="list-style-type: none"> ・ 静岡市電気事業経営記念基金会計 ・ 静岡市土地区画整理清算金会計 ・ 静岡市母子・父子・寡婦福祉資金貸付金会計 ・ 静岡市公債管理事業会計 ・ 静岡市競輪事業会計 ・ 静岡市国民健康保険事業会計 ・ 静岡市農業集落排水事業会計 ・ 静岡市駐車場事業会計 ・ 静岡市介護保険事業会計 ・ 静岡市介護保険サービス会計 ・ 静岡市中央卸売市場事業会計 ・ 静岡市後期高齢者医療事業会計 ・ 静岡市立静岡病院事業債管理事業会計 基金（財政調整基金など48基金） 歳入歳出外現金（保証金、国庫金、県歳入金、その他） つり銭 財産区会計（井川財産区会計、両河内財産区会計）
企業会計	<ul style="list-style-type: none"> ・ 簡易水道事業会計 ・ 病院事業会計 ・ 水道事業会計 ・ 下水道事業会計

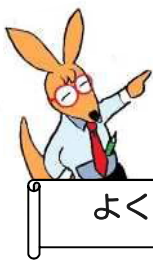


7 住民監査請求監査

住民監査請求は、静岡市民（静岡市内に住所を有する方、市内に所在する法人）が、市長等の執行機関や職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結など財務会計上の行為が違法又は不当であると認めるとき、このことを証明する書面を添えて、監査委員に監査を求め、必要な措置を講じるよう求める制度です（地方自治法第242条第1項）。

特に理由がある場合には、監査委員の監査に代えて、外部監査人（公認会計士、弁護士等）による監査を求めることもできます（地方自治法第252条の43第1項）。外部監査人による監査は、監査委員が必要と認めた場合に、市長が議会の議決を経て、外部監査人と個別外部監査契約を締結し、実施されることとなります。

令和4年度は住民監査請求が3件あり、結果は全て却下となりました。



住民監査請求に関する詳細は、静岡市のホームページを御覧ください。

https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_006270.html



よくある質問

Q1 どんなことでも住民監査請求できますか？

A1 住民監査請求ができるのは、市長や市職員等に、次のような財務会計上の行為又は怠る事実があり、市の財政に損害を与える場合です。

「財務会計上の行為又は怠る事実」とは、以下のような場合をいいます。

(1) 違法又は不当な

- | | |
|--------------|--------------|
| ①公金の支出 | (補助金の支出など) |
| ②財産の取得、管理、処分 | (土地、建物、物品など) |
| ③契約の締結、履行 | (工事請負、購入など) |
| ④債務その他の義務の負担 | (借り入れなど) |

(2) 違法又は不当に

- | | |
|---------------|-----------------|
| ①公金の賦課徴収を怠る事実 | (市税の徴収を怠る場合など) |
| ②財産の管理を怠る事実 | (損害賠償請求を怠る場合など) |

なお、上記(1)については、それぞれの行為が行われることが相当

の確実さで予測される場合も対象になります。これらの行為の日から1年以上経過している場合（（2）を除く）は、「正当な理由」がない限り請求することはできません。

Q2 行為の日から1年以上経過しているものについて住民監査請求をする場合の「正当な理由」とは、どのようなことですか？

A2 1年以上経過した事案について請求する際には、請求書の中で「正当な理由」を説明していただく必要があります。「正当な理由」とは次のようなものです。

（1）当該行為が秘密裏になされたことなどにより、客観的に知ることが困難な状況にあった場合

（2）天災地変による交通機関の途絶など客観的、物理的に請求の提起が不可能であった場合

Q3 住民監査請求をするにはどうしたらよいですか？

A3 監査請求書を作成し、事実を証明する書面（公文書開示請求により開示を受けた文書や新聞記事の写しなど）を添付して提出してください。提出に当たっては、できる限り静岡市監査委員事務局（静岡市役所静岡庁舎新館16階）へ直接お持ちください。やむを得ない場合は、監査委員事務局に郵送してください。ファックスや電子メールでの受付はできません。

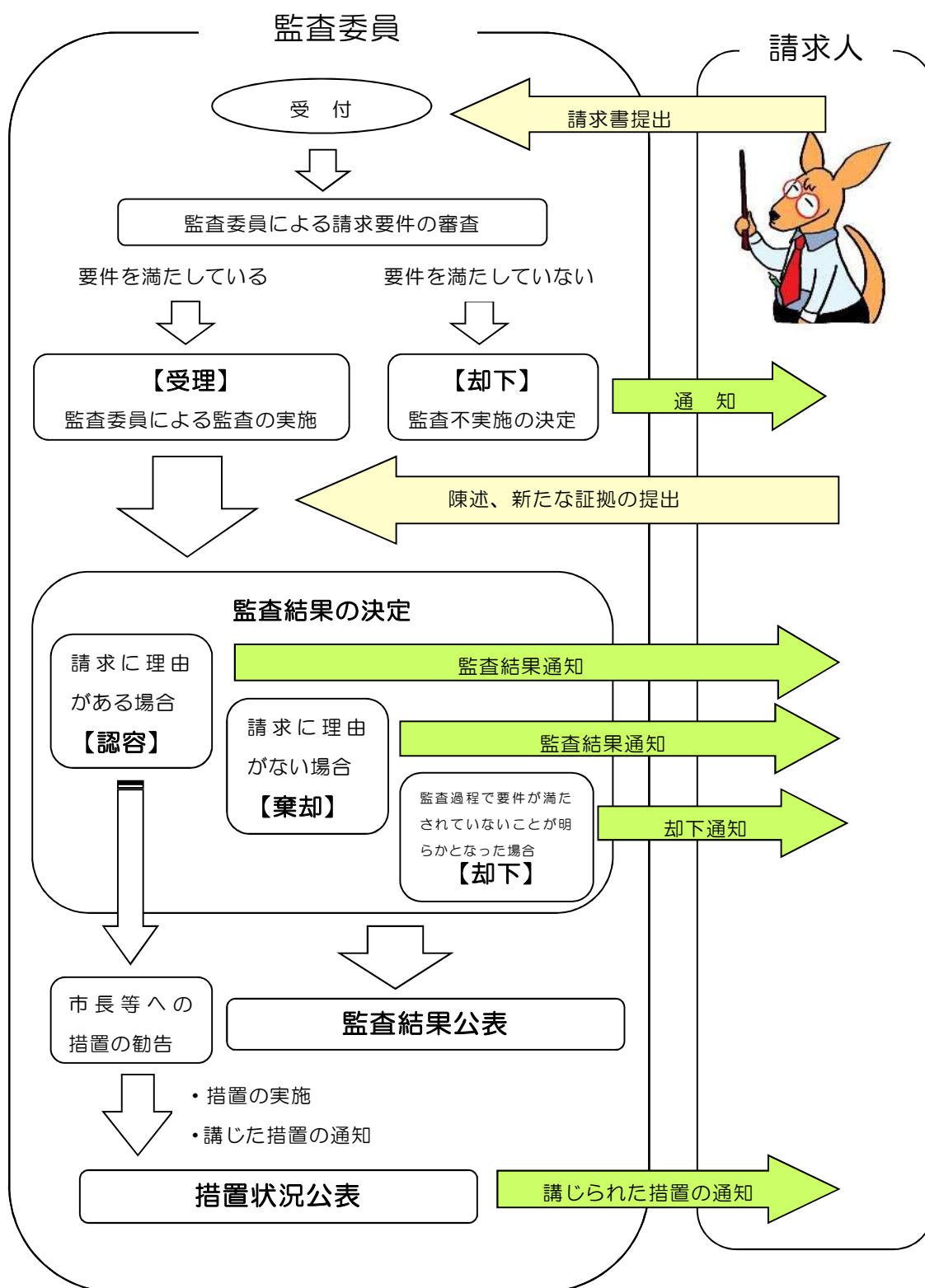
Q4 監査結果に不服がある場合はどうしたらいいのですか？

A4 請求人が監査結果などに不服がある場合は、住民訴訟を提起して、措置を講ずるよう請求する手段があります（地方自治法第242条の2）。

なお、住民訴訟の対象事項は、違法な行為又は怠る事実に限られています。また、住民訴訟の出訴期間には、次のような制限がありますので、ご注意ください。

1	監査結果や勧告の内容に不服のある場合（監査を実施せず却下されたことに不服のある場合も含む）	監査結果などの通知があった日から30日以内
2	監査委員の勧告を受けた、市長や職員等の措置に不服がある場合	措置に係る監査委員の通知があった日から30日以内
3	監査委員が、監査請求のあった日から60日（個別外部監査を実施した場合90日）以内に監査又は勧告を行わないとき	60日（90日）を経過したときから30日以内
4	監査委員の勧告を受けた市長や職員等が、必要な措置を講じない場合	勧告において示された期間を経過してから30日以内

住民監査請求 ~監査委員による監査の流れ~



8 外部監査

● 包括外部監査

包括外部監査制度は、監査委員による監査とは別の監査制度で、市の組織に属さない外部の専門的知識を有する者（公認会計士や弁護士などの外部監査人）が、市長との外部監査契約に基づいて監査を行う制度です（地方自治法第252条の27第2項）。

外部監査人がテーマを決めて監査を実施します。

令和4年度 テーマ	市長部局及び公営企業における財務事務に関する内部統制の整備状況及び運用状況について
監査の視点	①財務事務に関する内部統制の整備状況及び運用状況が、関連する法令及び条例・規則等に準拠して適正に処理されているか。 ②財務事務に関する内部統制の整備状況及び運用状況が、内部統制上のリスクを回避、低減、移転、受容する観点から、効果的かつ効率的に行われているか。
監査対象部局	①各所属長が行う所管事務に係る内部統制の取組に関する評価（縦串評価）対象部局 【環境局】 収集業務課、廃棄物処理課、 【都市局】 ＜都市計画部＞交通政策課、市街地整備課、公園整備課 ＜建築部＞住宅政策課 【建設局】 ＜土木部＞河川課 ＜道路部＞道路計画課、道路保全課、 【消防局】 ＜消防部＞財産管理課 ＜警防部＞指令課 【上下水道局】 ＜水道部＞経営企画課、水道総務課、お客様サービス課、水道基盤整備課、水道管路課、水道事務所

	<p><下水道部>下水道総務課、下水道計画課、下水道建設課、下水道維持課、下水道施設課、下水道事務所</p> <p>②共通事項に係る内部統制の取組に関する評価（横串評価）対象部局</p> <p>【総務局】 総務課、コンプライアンス推進課</p> <p>【企画局】 システム管理課</p> <p>【財政局】 <財政部>財政課、管財課、契約課</p> <p>【会計管理者】 会計室</p>
外部監査人	公認会計士 村本 大輔
実施期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

包括外部監査の結果は、静岡市のホームページを御覧ください。

https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_001184.html





令和4年度 監査のあらまし

令和5年9月発行

【発行】

静岡市監査委員事務局

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

電話 054(221)1139

FAX 054(254)0035